

平成30年 6 月 29 日

## 第 1 3 回総会議事録

長岡市農業委員会

# 第 13 回総会議事録

- 1 日 時 平成30年 6 月29日（金曜日） 午後 2 時00分
- 2 場 所 さいわいプラザ6階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第13号 農地法第3条の許可申請について  
議案第14号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第15号 農地法第4条の許可申請について  
議案第16号 農地法第5条の許可申請について  
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第18号 農用地利用配分計画案の決定について
  - 日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (21名) 別紙のとおり
- 5 職務のため出席した事務局職員
  - 事務局長 平澤 秀康、次長 井上 靖司、振興農政係長 鷺頭 正一、
  - 農地係長 今坂 康雄、主査 小川 一博、主査 於島 智子、
  - 主事 椿 夏輝、主事 原 成実

開 会（午後 2 時00分）

- 平澤事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。  
長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
- 高橋会長 (あいさつ)  
これより第13回農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いします。  
欠席届が、議席番号4番、本田栄一委員、13番、猪俣敏朗委員、15番、高綱道夫委員から届けられています。長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について  
高橋会長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。議長において、議席番号 3 番、安達隆幸委員、5 番、粉川一夫委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第13号 農地法第 3 条の許可申請について  
高橋会長 日程第 2、これより審議に入ります。  
議案第13号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
今坂係長 ご説明申し上げます。  
今月の 3 条許可申請は 6 件でございます。議案書の 3 ページをご覧ください。1 番から 5 番は売買による所有権移転、6 番は贈与による所有権移転であります。  
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということでございます。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。  
高橋会長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
(「ありません」と呼ぶ者あり)  
高橋会長 ありませんの声が聞こえます。  
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
議案第13号 農地法第 3 条の許可申請について許可することに異議ございませんでしょうか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
高橋会長 異議なしの声が聞こえます。  
それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第14号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
高橋会長 議案第14号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
今坂係長 ご説明申し上げます。  
今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域の 2 件でございます。

議案書は5ページをご覧ください。

1番と2番は一連の計画によるものなので、一括して説明をさせていただきます。

十日町、片田町、村松町の田について、砂利採取用の運搬道路及び施設用地として一時転用する許可を受けておりましたが、このたび期間を平成31年10月17日まで延長するものでございます。

以上の件については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高橋会長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

高橋会長

ありませんの聲が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第14号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋会長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第15号 農地法第4条の許可申請について

高橋会長

議案第15号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長

今月の4条許可申請は、長岡地域2件、中之島地域1件、三島地域1件、和島地域1件の計5件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において6月22日までに現地確認を実施しております。

議案書の7ページをご覧ください。

1番、島崎の畑について、車庫及び物置建築敷地として利用するものでございます。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は、島崎集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替

性がなく許可できるものでございます。

2番、大野の畑について、通路敷地として利用するものでございます。議案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は、大野集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく許可できるものであります。

なお、この案件は、後ほどご説明いたします農地法第5条許可申請の2番、3番と同一の計画によるものでございます。

続きまして、3番、池之島の畑について、農家住宅建築及び農機具庫、作業小屋及び通路敷地として利用するものであります。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、藤橋1丁目の畑について、住宅建築敷地として利用するものでございます。議案資料28ページに経過説明を掲載しております。申請地は、藤橋1丁目集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく許可できるものであります。

5番、雲出町の畑について、物置及び車庫建築敷地として利用するものでございます。議案資料29ページに経過説明を掲載しております。申請地は、住宅、事業用施設等が連たんしており、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

高橋会長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

高橋会長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第15号 農地法第4条の許可申請についてを許可することに異議  
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋会長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第16号 農地法第5条の許可申請について

高橋会長

議案第16号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長

今月の5条許可申請は、長岡地域2件、三島地域2件、小国地域1件、  
栃尾地域3件の計8件でございます。

議案書9ページ、10ページをご覧ください。

1番、滝谷町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買  
による所有権移転をするものです。工期は、平成30年7月1日から平成  
30年10月30日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規  
模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存  
宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はな  
く、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可でき  
るものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、  
開発行為の許可を要します。

2番、3番は同一の計画によるものですので、一括して説明をさせて  
いただきます。なお、この案件は、先ほどご説明しました農地法第4条  
許可申請の2番とも同一の計画でございます。大野の畑について、庭及  
び駐車場敷地として利用するために、売買による所有権移転をするもの  
であります。議案資料26ページに経過説明がございます。申請地は、大  
野集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未  
満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅  
地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、  
許可できるものであります。

4番、柿町の田畑について、住宅建築敷地として利用するために売買  
による所有権移転をするものです。工期は、平成30年7月1日から平成

30年11月30日までの計画であります。申請地は、柿町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであることから、許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

5番、巻淵3丁目の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものであります。工期は、平成30年7月10日から平成30年7月20日までの計画であります。申請地は、第一種住居地域として都市計画法による用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものであります。

6番、枳尾泉の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものであります。工期は、許可日から平成30年12月31日までの計画です。申請地は、第二種住居地域として都市計画法による用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものであります。

7番、小国町武石の田について、農機具格納庫建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものであります。申請地は、小国町武石集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が農業用施設であるため、許可できるものであります。なお、本案件は、利用面積が2アール未満であるため、譲渡人が農地法第4条第1項第8号の届出により、農業用施設用地として自己転用し利用してきた土地を、譲受人が譲り受けることとなったものでございます。

8番、菅畑の畑について、住宅兼店舗建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料30ページに経過説明がございまして、申請地は、菅畑集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

高橋会長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

高橋会長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第16号 農地法第5条の許可申請についてを許可することに異議  
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋会長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

高橋会長

議案第17号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

鷲頭係長

議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

なお、皆様のお手元に利用権設定、中間管理権設定の地域別一覧表A  
3、1枚を配付させていただいておりますので、併せてご確認をお願い  
いたします。

議案の内容説明に入ります。議案書の14ページをお開きください。相  
対による利用権の設定で、今月は6件の申し出がございました。権利関  
係は、賃借権5件、使用貸借1件となっております。

続きまして、農地利用集積円滑化事業分についてご説明を申し上げま  
す。議案書の17ページ、18ページになります。今月は9件の申し出がご  
ございました。

1番から7番までの7件は越後ながおか農協介在の利用権の設定で、  
権利関係は全て賃借権となっております。

8番、9番の2件は、越後さんとう農協介在の利用権の設定で、権利  
関係は、2件とも賃借権となっております。

続きまして、農地中間管理事業分についてご説明を申し上げます。議  
案書の21ページから26ページになります。中間管理事業実施手続のため、  
新潟県農林公社が中間管理権を設定するものでございます。今月は、39件  
の申し出がございました。内容につきましては、全て新規となっております。  
権利関係は、1番から35番までの35件が賃借権、36番から39番ま

での4件が使用貸借権となっております。

以上、合計54件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、妥当なものと考えております。よろしくご審議のほどお願いします。

高橋会長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

高橋会長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第17号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋会長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第18号 農用地利用配分計画案の決定について

高橋会長

議案第18号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

鷲頭係長

議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

30ページ、31ページをご覧いただきたいと思います。1番と3番並びに5番から7番の5件につきましては貸借権の移転、2番と4番の2件が使用貸借権の移転となっております。これら7件の案件につきましては、平成27年1月開催の第7回農地部会の議案第50号並びに平成29年10月開催の第5回農業委員会総会の議案第27号におきまして、それぞれ審議、決定をしていただいた新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部について新たな受け手への変更があったため、使用貸借権と貸借権の移転をするものでございます。

この農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と平成30年8月31日県公告の経過後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に規定されている農用地利用配分計画の県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当

と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

高橋会長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

高橋会長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第18号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋会長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第3号 農地法の届出通知等について

高橋会長

日程第3、報告第3号 農地法の届出通知等についてを議題とします。  
事務局の報告を求めます。

今坂係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

5条の届出について126件を33ページから53ページに、農地法の適用を受けない事実確認3件を54ページに、18条合意解約について4件を55ページに、利用権解約について4件を56ページに、それぞれ掲載してありますのでご覧ください。

以上であります。

高橋会長

報告事項でございます。

以上、提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第13回総会を閉会とします。

閉 会 (午後2時30分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（平成30年6月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	高橋信昭	13	欠	猪俣敏朗																		
2	出	土田米藏	14	出	成澤善博																		
3	出	安達隆幸	15	欠	高綱道夫																		
4	欠	本田栄一	16	出	中村正行																		
5	出	粉川一夫	17	出	岩本一男																		
6	出	諸橋昇一	18	出	菅沼正美																		
7	出	青柳進	19	出	田中藤雄																		
8	出	五十嵐文枝	20	出	櫻井正広																		
9	出	松永利治	21	出	片岡力夫																		
10	出	武石省策	22	出	池田朝二																		
11	出	土田正人	23	出	川上憲一																		
12	出	稲波忠昭	24	出	諏佐英作																		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">24人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td></td> <td>安達隆幸委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">21人</td> <td></td> <td>粉川一夫委員</td> <td></td> </tr> </table>						出席委員	人	24人		議事録署名委員		欠席委員	人	3人		安達隆幸委員			計	21人		粉川一夫委員	
出席委員	人	24人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	3人		安達隆幸委員																			
	計	21人		粉川一夫委員																			